

## とんぼりリバーウォーク内におけるドローン使用について

### ■事案概要

令和4年7月18日(月)の22時頃から3時間程度、道頓堀橋～太左衛門橋間の道頓堀川水面上空でドローンを使用し、ハリウッド映画の撮影を行った事案。

大阪市河川課としては、事前に映画事業者と協議を行い、飛行経路、プライバシーへの配慮(沿川住民や遊歩道上の歩行者等)、ドローンの安全性確保等について確認を行った。

後日、事業者より撮影行為に関する地元住民の方々へ事前説明を行った上で、撮影が実施された。撮影日当日は、ドローン落下等による事故は発生せず、また、歩行者等からの苦情もなく、無事撮影は完了した。

### ■現在のドローン使用に対する大阪市の対応について

とんぼりリバーウォークにおけるドローン使用については、ドローンの種類、飛行経路や使用目的にかかわらず、すべて禁止としている。禁止としている理由としては、ドローンの落下等による事故発生の可能性が主な理由である。しかし、使用禁止としていることに具体的な法律的根拠はなく、使用者に任意の協力を促している状況である。

### ■ドローンについて

- ・機体の小型化による軽量化実現
- ・飛行・操作制御の向上
- ・様々な分野でのドローン使用の拡大(防災、農業、物流等)による認知度の向上など

### ■今後の対応について

とんぼりリバーウォークにおけるドローン使用の要望があった場合、事前に河川課と協議し、使用の安全性、プライバシーの確保、遊歩道の利用を阻害しないこと、関係法令の要件を満たしていること(航空法や電波法等)等を確認できた場合には、ドローンの使用を認めることとする。

使用にあたって、どのような具体的要件(「水面上のみを使用可能区域とする」、「使用可能なドローンは重量〇kg以下のものとする」等)を設定するかついて、今後検討していく。